

病院局の職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成31年1月28日

千葉県病院事業管理者 齋藤 康

千葉県病院局規程第1号

病院局の職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

病院局の職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（平成23年病院局規程第20号）の一部を次のように改正する。

別表第6カ病院局労務職員初任給基準表に次のように加える。

36	病院局技能労務職員給料表1級49号給
37	病院局技能労務職員給料表1級53号給
38	病院局技能労務職員給料表1級53号給
39	病院局技能労務職員給料表1級57号給
40以上	病院局技能労務職員給料表1級57号給

附 則

この規程は、平成30年4月1日から適用する。